

重要事項解説シート



源泉徴収について

「報酬・料金等の支払者が個人であって、その個人が給与等の支払者でないとき又は給与等の支払者であっても常時 2 人以下の家事使用人のみに対する給与の支払者であるときは、ホステス等に報酬・料金等を支払う場合を除き、源泉徴収する必要はありません。」

「給与等(青色専従者給与を含みます。)の支払いがある個人は、たとえその給与等について納付すべき税額がない場合であっても、源泉徴収の対象となる報酬・料金を支払う際に、所得税を源泉徴収しなければなりません。」

また、源泉徴収額が0円でも納付書は計算書の役割があるため、提出義務があります。この場合は、金融機関でなく税務署に提出する必要があります。

源泉徴収を怠った場合(相手の要望等は無関係)

正当な理由があると認められる場合を除き、納付税額の他に不納付加算税として、納付税額の 10%(税務署からの通知を受ける前に自主的に納付した場合は 5%)が罰金的な意味合いとして課されます。

請求書に源泉徴収税額の記載がなくても、源泉徴収を怠った場合は課される。さらに、納付が遅れた日数に応じて延滞税が課されます。

